

令和 7年度
社会福祉法人さざんか会
事業計画統一版

法 人 本 部

生活介護事業所

- ・ けいよう
- ・ ゆたか福祉苑

障害者支援施設

- ・ 北総育成園
- ・ のまる

児童発達支援センター

- ・ とらのこキッズ
- ・ さざんかキッズ

多機能型事業所

- ・ 笹川なずな工房
- ・ カメリアハウス

共同生活援助

- ・ DDホームズ
- ・ のまのまホームズ
- ・ 野の花

相談事業所

- ・ 魔法のランプ
- ・ のまる
- ・ とらのこキッズ

2025(令和7)年度社会福祉法人さざんか会事業計画(案)

「嵐の後の静けさ、あれほど猛威を振るった「コロナ」、感染も「今は昔、の態、人々の往来も以前に戻り、否以前にも増して頻繁な状態です。私たちの活動も、以前の元気を取り戻したようです。

現場の人材不足や利用者さんの高齢化等悩ましい問題も抱えますが、何とか皆で力を合わせて充実の日々を送りたいものです。

1. 財政基盤をより強固に

今回の報酬改定を見ても、私たちの営む事業に総じての改善は見られず、様々な条件を付けての加算頼みの改定と言えるでしょう。法人全体を俯瞰した時、極端な減収は避けられたようですが、何とか現状は維持と言えるようです。そんな中に、生活介護における送迎について、この時間に要する支援の報酬を排除したりの傾向を垣間見ました。これは、大変危険なことと認識します。

今後の報酬がどういう枠組みとなるか、予断を許しません。できることは着実に実行して、事業収入を向上させていかねばなりません。

人手不足の中にも、まず定員を充足させるとともに利用率を少しでも上げて行くことを心掛けましょう。

2. 事業の整理とこれからの事業について

共同生活援助事業(グループホーム)について、昨年度に1か所、新年度当初にもう1か所、閉鎖を予定しています。

入居者各位はさざんか会内外のホームに移動していただいたり、高齢者施設に移られたりでした。集約化を実現することで、職員勤務の便を図ったりの効率化を目指します。同時に、これから取り組む事業についても検討していきたいと思えます。限りある人材でどこまでの新規事業が可能か、難しいことを承知しながら。

3. 研修の充実（人材育成の強化）

入職時新人及び2年目研修はじめ、全体での虐待防止研修等引き続き実施しますが、研修の目的を職員のスキル向上のみならず、職務職責に応じた視点を持って企画することも心掛けたい。例えば、管理職を中心に法人の歴史的経緯を認識するとともに、その在り方について維持と継続や発展とは、との検証も必要です。

また今後の法人の屋台骨を支える人材を作って行くとともに、半世紀を経て時代に即応した法人像を見出したいものです。

具体的には、新たな取り組みとして全体管理者及びサービス管理責任者研修の実施、船橋圏内での新任者・2年目研修会に加え、3年目～5年目研修会、各種委員会活動等の内容の見直しを図ります。

私たちの事業が停滞や退行することなく、将来に向けて力強く歩を進めるために。

4. 事故の防止について

転倒に伴う怪我はじめ、利用者各位の日常に事故の報告が届いています。安心、安全は快適な生活を送るに前提条件であり、その都度事故の原因の究明と再発の防止に策を講じていますが、更に一件でも減少するように努めましょう。

このところ、軽微とはいえ職員の送迎時や活動時における接触等の自動車事故も報告されています。物損事故で済んでいるとはいえ、人的事故は許されるはずもなく、油断なく適度の緊張感を維持しながらの運転で事故を防ぎましょう。

《2025年度各種会議の開催について》

- ① 評議員会 ⇒ 定時評議員会を含め、年間3回を予定する。この他、必要に応じて開催する。
- ② 理事会 ⇒ 年間3回、開催を予定する。この他、必要に応じて開催する。
- ③ 評議員選任・解任委員会 ⇒ 必要に応じて開催する。
- ④ 法人全体施設長会議 ⇒ 毎月12回開催を予定する。この他、必要に応じて開催する。別途年2回の研修会の実施。
- ⑤ 船橋圏内施設長会議 ⇒ 共有や検討を要する事項に合わせて随時開催する。
- ⑥ 船橋圏内サービス管理責任者(児童発達管理責任者)会議(研修含む)
⇒ 毎月1回の定例会とする。
- ⑦ 虐待防止委員会 ⇒ 年間2回開催。その他、必要に応じて開催する。
- ⑧ サービス向上委員会 ⇒ 年間6回開催。その他、必要に応じて開催する。
併せて、全体研修会企画・全体チェックリストの実施。
- ⑨ パワーハラスメント等防止委員会(管理者・サービス管理責任者等で構成)
⇒ 申し出のあった場合、委員会(委員構成別途。)開催。
同時に、パワハラ等防止に関する研修を実施する。
- ⑩ 苦情解決委員会 ⇒ 申し出のあった場合、規定に則り解決を図るが併せて各職務についての研修も実施する。
- ⑪ さざんか会全体事務職会議 ⇒ 年2回の開催を予定する。
- ⑫ 防災担当者会議 ⇒ 年3回の開催を予定する。`福祉避難所、としての機能の点検や実際の開設を前提に。
(担当施設:のまる・さざんかキッズ)
- ⑬ 船橋圏内全体職員研修会 ⇒ 年間2回開催。
虐待防止委員会企画1回 サービス向上委員会企画1回
- ⑭ 船橋圏内新人職員研修会 ⇒ 5月、7月、9月、11月、2月の5回行う。
- ⑭ 2年目職員研修会 ⇒ 6月、8月、10月、1月の4回行う。
- ⑮ 3年目～5年目職員研修会 ⇒ 6月、10月の2回行う。
- ⑯ 船橋市手をつなぐ育成会との意見交換会 ⇒ 年2回実施する。
- ⑰ 法人機関紙「おーぷん」編集会議 ⇒ 年4回の発行に合わせて適宜開催するとともに、「おーぷん」の体裁について検討する。

【 生活介護事業所 】

事業所名

けいよう

（ 主な取り組み ）

1、 活動内容の充実 ～高齢化・重度化に伴う日中活動の見直し～

- ・高齢化や重度化に伴い、支援よりも介護の側面が大きくなっています。利用者さんお一人おひとりの日々の状態を把握し、良く理解した上で支援を行い、明日もまた来たいなと思っていただけるような時間を提供できるよう取り組みます。
- ・高齢化に伴い、外での活動が少なくなった方も居ます。室内でも楽しんでいただけるようなカラオケや体操、ダンス、レクリエーション等も取り入れています。今後も更に充実した時間を過ごしていただけるよう個々に合わせた活動内容を提供していきます。
- ・人手不足により、ここ数年殆どできなかった行事ですが、職員数が少しずつ増えてきたので、再開できるよう体制を整えます。

2、 感染症等拡大防止対策の取り組みと健康管理

- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ以外にも感染症は様々あります。時期や季節を問わず、看護師と連携し手洗いや消毒、マスクの着用等利用者さん、職員ともに今後も感染防止に努めます。
- ・ご自身で体調の変化を訴えることが難しい利用者さんが大半ですので、毎朝ご自宅やグループホームでの検温をお願いし、日中も検温を行うことで早期発見に努めます。何かあればご家族等に連絡し情報共有します。

3、 新規利用者さんの受け入れ

- ・ここ数年、様々な理由で契約者数が減少しています。現在は定員40名に対し契約者数は35名です。職員数は少しずつではありますが増えてきています。しかし、単純に増えたからと言っても現在利用されている方の支援度は年々上がってきていることは事実です。そのようなことも考慮しながら無理のない範囲で新規利用者さんの受け入れができるよう体制を整えていきます。

4、 職員研修の充実とスキルアップを目指して

- ・利用者さんの高齢化に伴い、場面によっては介護技術的な知識が必要になっていきます。コロナ禍の影響でオンライン研修が充実したお陰で、人手が不足している時でも研修が受けやすくなりました。今後もあらゆる媒体を使いながら研修に積極的に参加することで、自己研鑽しスキルアップし、より良い支援に繋がっていきます。
- ・高齢化やご本人の状態が変化したことで、薬の量や種類が変わることが増えてきました。それを受けて、今後は感染症や医療面の知識を向上させるべく、看護師による内部研修を計画的に行っていきます。

5、 実習生やボランティアの積極的な受け入れと人材確保への繋がり

- ・実習生やボランティアの受け入れは、利用者さんにとって楽しみの一つであります。同時に新しい風を入れることで、風通しの良い事業所、職場を作る大切な機会です。また、障がいに対する理解促進を図るためにも必要不可欠です。今後も可能な範囲で受け入れをしていきます。そして、今後の人材確保に繋がられるよう努めます。
- ・地域にも目を向けて、地域の行事への積極的な参加や今後は、近隣の高校等に出向き普及啓発活動にも取り組んでいきます。

事業所名

ゆたか福祉苑

(主な取り組み)

1. 必要とされる通所事業所であり続けるために

昨年度中、残念ながらゆたか福祉苑のご利用を終了された方が5名いらっしゃり、そのうち4名の方は、法人内外の入所施設への入居および、グループホームの転居が理由となるものでした。ゆたか福祉苑への継続的な通所についてご希望いただきながらも、生活拠点の変更により、それが適わなくなってしまう事態に、通所事業所の立ち位置について歯がゆさを覚えるとともに、ご利用者様お一人お一人の日々の通所が、いかに生活基盤を支えに成立しているかを痛感します。ご利用者様とそのご家族の高齢化が進むほどに、この傾向は続いていくのかも知れません。

ただその一方で、この数年の間に、ご自宅からグループホームに生活拠点を移しながらも、私たちの送迎が及ぶ範囲での入居あるいは、入居先との調整によって、通所を継続いただけているケースも急激に増えてきています。

裏を返せば、ご利用者様の生活基盤の維持安定ならびに、送迎手段が確保される状態にあれば、安定的な通所につながります。

当然これらのことは、今までも取り組んできたことではありますが、今後を見据えた時、ご本人支援のみならず、ご家族の状況に応じた支援や、相談支援専門員等を交えながらの生活基盤の整備も、私たち通所事業所の責務と捉えます。個別化、複雑化が避けられない送迎体制についても、これまで培ってきた柔軟な発想を活かしつつ、3年目を迎える外部委託との連携を強化しながら、柔軟な対応に努めて参ります。また、必要とされる通所事業所であり続ける要素は、単なる通所手段の確立よりも先に、それぞれのご利用者様にとって、どのような居場所であるのかが重要です。ご利用いただく誰にとっても肯定的で安心の場であること、個人の意思が尊重され、ご本人らしさを存分に発揮いただける場であることを、引き続き目指していきます。更に、私たちはご利用者様の社会参加を支える役割を担っていることも忘れてはなりません。私たちそのものが、ご利用者様にとっての社会資源の一つであることを自覚しつつ、ご本人と一体となり社会参加を進めて参ります。

2. 基本事項に関する研修の継続

令和5年度に発覚した、ゆたか福祉苑における不祥事(虐待事案)の反省から、昨年度より、4つの基本テーマを掲げて、年間を通じて事業所内研修を実施することとしました。基本事項を怠らず、繰り返し立ち返ることを重視し、今年度についても以下4つのテーマを変えることなく、研修を実施いたします。

①『法人およびゆたか福祉苑の成り立ちと役割について』

法人の成り立ちとその歩みを知り、ゆたか福祉苑設立の経緯および、事業所として求められている役割を再確認する。

②『基本的人権の尊重』

障害者権利条約や日本国憲法に立ち返り、障害の有無にかかわらず、私も私以外の誰もが大切に扱われなければならないこと、全ての人の平等、差別の禁止等について考える。

③『支援職倫理について』

支援職としての職務を確認し、その立ち位置を弁えたマナー、言動、立ち居振る舞いについて見つめ直す。

④『組織としての虐待防止』

障害者虐待防止法に基づく法の規定を確認するとともに、組織として虐待や不適切な対応および身体拘束を遠ざける意識を確認する。

3. 安心と安全を支える

日々ご利用いただいている方々の多くに、ご自身の身を護ることや、危険を察知し回避することに対しても、支援が必要とされています。

令和6年度から義務化されている『自然災害時における業務継続計画』ならびに、『感染症・食中毒に対する業務継続計画』に基づく研修・訓練はもちろんのこと、地域のハザードマップの更新や、保健所が発する感染症の情報等の収集を心がけながら、定期的な計画の見直しを行います。

また、日常の支援における安全確保についても、継続して行っているヒヤリ・ハットの感度をより強化しながら、大きな事故の防止を図ります。

車両の事故に関しても、安全運転管理者を中心に、安全運転に関する講習やセルフチェックリストの実施を行う等の啓発に努めます。

【 障害者支援施設 】

事業所名

北総育成園

(主な取り組み)

1. 一人ひとりに寄り添う個別支援 ～「一期一会一輪の花」の心で～
 - ・「北総育成園業務指針」に基づき、利用者さんへ丁寧に寄り添う支援を行います。
 - ・ 高齢化や障害の重度化、心身の機能低下等による要介護に対し、個々のニーズに合わせて支援と介護を行います。心地よい生活は、毎日の清掃と環境整備からと考え、季節感のある部屋作りや外出外食・行事への参加について、利用者さん・ご家族が安心して利用できる配慮と工夫をします。
 - ・ 北総の暮らしをご家族関係者によりご理解頂くために、毎月のお知らせ・居室だより・作業班だよりを発行します。
 - ・ 個別の希望に合わせて、ご家族との手紙・電話・面会(Zoom含む)・帰宅、船橋送迎便実施(年4回計画)を継続します。
 - ・ ご家族の高齢化や不在化への対応について情報を整理し、必要に応じて成年後見人制度の適切な活用等を進めていきます。各家庭との連携に努めます。
2. 「働くことは生きること」「やることと出番のある暮らし」
 - ・ 7班の作業活動を工夫し、作業場の環境整備や適切な計画と段取りを重視した活動を行っていきます。作業部会と各班の連携を大切に、販売活動の拡がりを具体的に模索(道の駅・注文販売・イベントへの出店他)していきます。
 - ・ 高齢者・重度者の活動を適切に確保するために、職員の楽しいアイディアと工夫を盛り込みながら、これからの運営の見直しを図って参ります。
3. 人材確保と人材育成 ～「人を育てる」「自分を育てる」取り組み～
 - ・ 各学校(実習生受入含む)・ハローワーク・人材センター・求人会社等と連携をし、人材確保に努めていきます。昨年リニューアルしたホームページやブログ、8月より開始したインスタグラムも好評で、職員新採用にもつながっていますので、現場の職員の努力や声が伝わるように更に良い内容にしていきたいと思えます。

- ・ 全職員が意欲を持って生き生きと働き続けられる職場である取り組みを継続します。一人一人の「気づく感性」「誠意ある実践」「正確な記録」を全職員で意識して、日々の業務にあたってきたいと思います。

4. 職員研修

- ・ 全職員が年1回以上は外部研修に参加し、視野を広げて北総の業務に生かしていきます。今年度も他法人事業所の見学研修を年3回ほど企画しています。
- ・ 虐待防止研修は、今年度も6月に佐久間水月弁護士をお招きします。年間を通して各マニュアルに基づき、身体拘束適正化とともに勉強して取り組んでいきます。
- ・ 支援会議・主任会議等、グループワークの充実を図ります。お互い異なる意見こそが大切という意識で進めて、より良い支援に繋げていきます。
- ・ 年度初めに年間研修予定を全職員に提示し、研修報告も共有し、より効果的で参加する職員が楽しく意欲を持てる研修にしていきます。

5. 地域活動と環境整備

- ・ 本年度も、環境整備や地元住民の皆様とのお付き合いを大切に活動します。
- ・ 地域環境委員会を中心に挨拶、お付き合い、交流や車両の安全運転に努めます。
- ・ 令和7年度から義務化となる「地域連携推進会議」は、第1回を令和7年2月20日に実施します。今後も地域の皆様に当園のご理解とご協力をお願いします。
- ・ 地域の障害のある方への支援も力を入れていきます。相談支援事業・短期入所の受入は、我々にとっても大変良い勉強です。障害者支援施設の機能を生かしてニーズのある利用者さんにご利用して頂けるように努力して参ります。

6. 「感染予防・衛生管理」「防災安全・災害管理」のマニュアルと業務継続計画（BCP）の適切な見直しと周知。～安心安全な生活はよい準備とよい習慣から～

7. 船橋市指定管理施設・障害者支援施設としての責務

- ・ 現在、第4期指定期間（令和4年度～8年度）です。船橋市指定管理基本協定書・仕様書他に基づいて、適切な運営管理を行います。
- ・ 昨年度は、広報ふなばしやシティニュースにも取り上げて頂きました。障害福祉課様にご指導頂き、船橋市の施設としての責務を果たして参りたいと思います。

事業所名 のまる

（ 主な取り組み ）

1. 利用者様個々の意思を尊重した生活へ

のまるで生活されている利用者様へ、日常生活や社会生活におけるすべての場面にて、意思確認や自己決定を具体的に支援する必要があります。

本人の意思確認ができるような工夫を行い、意思の形成支援・表明支援・実現支援を行っていきます。

2. 楽しみのある生活の多様化

可能な限り利用者様の価値観や選好に配慮を行い、個別の行事や季節感を感じるイベントを開催します。個別行事の実施にあたっては、本人をよく知る関係者から生活史や人間関係等の情報を共有し、本人が望む思い出作りを支援します。

3. 利用者様の生命を守る取り組み

新興感染症や地震などの非常災害がいつ発生するかわからない状況です。

①利用者様やのまるを支えて頂いている、医療機関や関係機関との連携を強化し利用者様の命や生活する環境を維持できる取り組みを実施します。

②地域連携推進会議にて、地域との連携を図り顔が見える関係作りに努めます。

4. 様々な角度からの職員研修

さざんか会基本理念にある「人として幸せに生きる権利」を継続するためには、人権尊重の理念を常に意識する必要があります。

職員の心の育成として、虐待防止に伴うセルフチェック・面談・研修を行います。

また、利用者様の障害特性や加齢に伴う変化が今後見込まれます。変化に合わせた対応が出来るように、支援技術や医療知識等の研修内容を組み込みます。

5. 地域生活支援拠点としての取り組み

船橋市北部地域に位置するのまるは、福祉避難所や障害を持たれた方への緊急時受け入れ施設としての機能を有しています。利用者様と地域の方が交流する事業所として、利用者様・地域の皆様・行政との連携に努めて参ります。

【 児童発達支援センター 】

事業所名 とらのこキッズ

（ 主な取り組み ）

- 1 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実
 - ・ 児童発達支援センターとして、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備づくりを進めていきます。
 - ・ 地域の障害児支援体制の充実を図るための取り組みを始めます。

★4つの機能

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイス・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョンの中核機能
- ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能の充実を図る。

2 質の高い療育支援(発達支援)の提供の推進

- ・ 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた発達支援の提供も目指します。
- ① 総合的な療育支援の推進。
 - ② 関係機関との連携の強化を図る。
 - ③ 学齢期の社会生活等に向けた支援の充実。

3 総合的な療育発達(発達支援)の推進

1. 通園事業(クラス単位での療育支援(発達支援)活動

- ・ 子どもの心身の成長・生活に向けた療育支援(発達支援)を、保育的(養護)手法を軸に、日々関わり合いを持つ大人(保育者)との基本的人間関係(信頼関係)を築きながら、「小集団」の環境の中、さまざまな「あそび」や「生活活動」「社会活動」を通して促していきます。

- ・療育支援(発達支援)の5領域「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」を含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において明確化した上で実施します。
- ・二次的障害(強度行動障害)を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進めます。
- ・養育支援など、保護者・兄弟姉妹の家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る(家族への相談援助等の充実)
- ・保育所等への支援を行いながら幼稚園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。

(①インクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援/相談支援の充実)

4 適切な療育支援(発達支援)への取り組み

- ・昨年度に引き続き「さざんかキッズ」と共に、「適切な療育支援(発達支援)」の軸を明確にし、子どもの権利擁護を意識できる保育者集団作りに取り組みます。その際には日常的な療育支援(発達支援)活動の際の「子どもにとってどうだったか？」と自身を振り返るツールが必要となります。経験年数に関わらず、保育者一人ひとりが自信(自らを信じる力)を持って、子どもに向き合えることを目指し、職場全体で主体的に取り組めるように試みます。

5 人材育成と評価

- ・施設長を含め、自己目標を明確にし、その過程での振り返りを行い、評価につながる手法を取り入れます。

6 「5S」活動の推進

- ・5S活動は5S＝整理・整頓・清掃・清潔・習慣。職場環境を整えることは、毎日通園する子どもたちの安心・安全な園生活を支えるためだけでなく、保育者の心理的安全性の保持と療育時間の充実(安心してチームで仕事に取り組む)のためにも有効な手段となります。事故防止の観点を含め、職場環境を整えより効率的な良い療育支援(発達支援)を目指します。

7 保育所等訪問支援事業

地域にお住いの方でこの事業を必要とする児童や保護者に、「センター機能」としての実施を計画します。関係機関(主に幼稚園・保育園・学校・相談支援事業所)にこの事業の趣旨説明が必要となります。※卒園生へのフォローアップとしても実施します。

8 中核機能センターとしての取り組み

昨年度より指定を受けた中核機能センターとして、「市内児童発達支援事業所連携会議」の開催だけでなく、研修や学習会、事業所間の横のつながりの充実を目指します。

9 ITC化の導入

日々の記録・保護者との連絡等、ペーパーレス化を図り、職員の事務負担を軽減するだけでなく、業務の向上をすすめます。

事業所名 さざんかキッズ

(主な取り組み)

1 5領域に基づいた療育の充実

昨年度、国が示した5領域に基づき個別支援計画の見直しを行ない、アセスメント表も改正するなど書式を整えることで終わってしまったので今年度は、5領域を日々の療育の実践の中で、職員も意識し、保護者にもそれを実感できるよう充実させていきます。

また、移行支援、地域支援などについても、幅広く情報を収集し、この地でできることから実践していきます。

2 児童発達支援センターとしての役割

①児童発達支援事業所連携会議の継続

事業所間の連携を深め、地域全体の療育の質を上げられるよう会議を開催

②保育所等訪問支援の充実

支援を求める方への情報発信と保育所等との連携を深めインクルージョンの推進

③入り口としての相談機能

障害児相談支援の開始、低年齢の早期相談への取り組み
以上のことを充実させていきます。

3 肢体不自由児の受け入れ

保護者のニーズに合わせて、新たな一步を踏み出します。

そのために、肢体不自由児の単独療育の実施、送迎の確保を始めます。

医療的ケア児の受け入れも、できる範囲で行なっていきます。

4 職員のスキルアップ 人材確保

質の高い療育の提供のために、職員研修の充実を図っていきます。

保護者の皆様には、自主降園日としてご協力いただきながら、外部講師を招いたり、園内での研修を行なっていきます。また、ケース会議の場を多く設けることで、日々の療育の中で職員間の、情報共有を図っていきます。

5 ICT化の導入

日々の記録・保護者との連絡等、ペーパーレス化を図り、職員の事務負担を軽減できるよう取り組む努力をしていきます。

6 災害対策と福祉避難所について

毎月の避難訓練を充実させ、引き渡し訓練や災害伝言ダイヤルの実施など保護者の皆様を巻き込んで防災への意識を高めていきます。

また、福祉避難所については、療育支援課・危機管理課とも会議を重ね、さざんかキッズでできることを精査していく1年となるので、状況の把握に努めていきます。

【 多機能型事業所 】

事業所名 笹川なずな工房

（ 主な取り組み ）

地域に根差した多機能型事業所として生活介護事業、就労継続支援B型事業を利用者さんの声を聴き、丁寧に寄り添った支援を行っていきます。

1、 働くことは 生きること

生活介護事業（農産班）

- ・ 高齢化と重度化が進む中、生活ペースの安定と体力の維持を図った活動を継続していきます。
- ・ 工房前、裏と広がる畑の土作り、野菜作り、草取り、収穫の一連から生まれる体力作り、創作活動、余暇活動では創意工夫しながら出来上がる喜びを体感できるように取り組みます。
- ・ 作業を通して利用者さんの「出番」や「やることのある暮らし」がそれぞれの担当となり、農産班外出企画を織り交ぜながら仲間関係の構築とメリハリある生活が日々の通所に繋がるよう展開を継続します。

就労継続B型事業（製パン班・加工班）

- ・ 利用者さん、職員共にスキルアップを図り常に安定した製品製造をしています。
- ・ 「やってみよう」の柔らかな感覚、発見する喜びのある環境作り、生まれる探求心で製品開発に努め、販売活動の更なる工夫をします。
- ・ 地域作物を取り入れた製品製造の開発をしています。
- ・ 就労を目指す利用者さんへのアプローチ、外部より招聘し就労支援ガイダンスや体験実習の機会を作り就労へと繋げていきます。

2、 人材の育成と人材確保

- ・ 職員の気づき、実践、前向きなやる気を引き出せる環境作りを日々の業務の中から作っていきます。

- ・ 職員相互のスキル融合と個別のスキルアップを図り全職員が意欲を持ち、面白く働き続けられる職場であるよう取り組んでいきます。
- ・ ホームページの活用、学校からの実習生の受け入れ等、活動を広く知って頂けるよう実践します。

3、 地域と共に生きる

- ・ 製品の原料を確保する為、イチゴ屋さん、ブルーベリー栽培、かぼちゃ屋さんとの連携等、地域の皆さんからの教えを頂いております。このような環境に感謝し、大切に育て、製品として生み出していきます。
- ・ 地域の皆さんの繋がりが更に繋がりを作ってください製品の材料が確保出来るようになっている季節商品があります。「出来上がりを楽しみにしている」との声が励みとなって活動に力が注がれています。
- ・ 地域の皆さんとの触れ合いを通し、販売活動を行っています。笹川なずな工房の活動に関心を持っていただけるよう利用者さん、職員共に挨拶等、コミュニケーションが取れるように継続して参ります。
- ・ 送迎、納品など日頃から運転をする機会が多いので交通安全に気を付け安全運転で運行します。

4、 研修について

- ・ 外部研修 他法人施設見学、研修を積極的に実施していきます。施設内での切磋琢磨した 勉強の場として運営に重ねていきます。
- ・ 虐待防止研修 北総育成園開催の佐久間弁護士研修に参加させていただくのをはじめ、権利擁護研修、身体拘束適正化と共に計画して勉強していきます。
- ・ チーフ会議、主任会議、サービス向上支援会議での個別状況の共有、意見を出し合い、実したより良い支援の導きとなるよう図ります。

5、 衛生管理と感染予防 防災安全と災害管理

- ・ 利用者・職員の健康と安全を第一にした仕組み作りを継続していきます。
- ・ 感染予防・衛生管理、防災安全・災害管理の業務継続計画の適切な見直しと周知を実施していきます。

事業所名 カメラハウス

(主な取り組み)

1、 安定的な運営のための収入確保

事業所の安定的な経営のためには利用者さんの出席率の安定は欠かせません。利用者様が「休まずに通いたくなる事業所」を目指し、支援職員が研鑽を積むことを続けていくことで、今後も利用者満足度の高い支援を提供し、運営の安定を図ります。

2、 利用者さんの生活環境変化への対応

比較的元気な利用者さんの多いカメラハウスですがご本人、ご家族ともに年を重ね生活環境の変化が起こってきています。

相談支援事業所との連携や状況に応じた送迎体制の変更などのできる限り通い続けていただけるよう対応を図り、昼食形態等に関しても配慮をしていきます。

3、 車両事故防止への意識づけ

送迎に際して車両の使用は必須であり、日中活動においても車両の使用が必要となることがあります。利用者さんを乗せていることへの意識を強く持ち、安全に十分配慮して車両事故防止に努めます。

4、 就労継続支援B型事業

経営の安定に際して各種加算を取得するために就労会計収入を高くしていくことが求められます。それは同時に利用者さんにより高い工賃をお支払いできるということにつながりますので、利用者さんの心身の負担に配慮しながらより高い就労会計収入を目指す意識を持ちます。

5、 外出、余暇支援

日々体を動かしたり、作業に取り組むことも大切ですが外出等の余暇支援も生活に彩を与えられるものとして欠かせません。その際の利用者さんたちが喜ぶ表情は職員にとってかけがえのないものであるもので、感染症等に配慮し、開催方法や外出場所を検討して安全性を意識しながら余暇支援を提供できるよう努めます。

6、 研修の受講

令和6年度途中から導入したオンライン動画を用いた職員研修は支援への意識向上のために、導入方法を検討しながら今後も続けていきます。

また、さまざまな刺激を受けることのできる外部研修は、職員各位が1度は受けられるよう計画していきます。

【 共同生活援助事業所 】

事業所名 船橋管内グループホーム(DD・のまのま ホームズ)

はじめに

船橋管内の共同生活援助事業所であるDDホームズとのまのまホームズは、

- ・ 利用者様の意思決定支援を尊重し、お一人おひとりと向き合っていくこと。
- ・ 高齢化とそれに伴う医療的ニーズの増加。
- ・ 近年の人手不足や、労働に関する法令の遵守。

等、様々な課題に対してより柔軟に対応していくため、令和7年度内に統合を予定しています。統一した事業計画を作成し、方向性を同じくして取り組んで参ります。

1 安心安全な暮らしの場を提供すること

- ・ 利用者様の個室を含むホーム内の住環境について、障害者総合支援法はもちろん、消防法・条例その他について法令を遵守しながら、利用者様に合わせて出来る限りの個別化をはかり、衛生面に至るまでハード面についての整備に努めます。
- ・ 利用者様の健康状況に合わせ、個人で契約する訪問医療(看護・歯科・リハビリ)と、令和6年度より開始した事業所として契約している訪問看護(24時間のオンコール体制)を組み合わせた体制のもと、居宅支援サービスについても積極的に取り入れ、ソフト面での暮らしの充実についても整備に努めます。
- ・ 防災体制を整え、各ホームの地域特性を踏まえた非常時の対応について、防災機器の習熟や連絡体制等について引き続き整備を行います。
- ・ 「地域連携推進会議」等の機会を活用し、運営の透明性を高め、より良質なサービスを提供できるように努めます。また、地域の中に根付いたホームであるように地域住民のホームに対する理解を深めます。

2 利用者様の意思決定と将来について考え続けること

- ・ 利用者様の意思を余さず汲み取るため、利用者様お一人おひとりについて他業種連携のチーム支援を基本とした支援者の輪の確立を目指します。
- ・ 「現在の居場所は本当に利用者の望んだものなのか？」という問いは常に持ち続け、利用者様のこれからについて考え続けます。

3 支援者を育てることについて

- ・ 日常的に行う支援の一つ一つが利用者様の意思決定にかかわる重要な仕事であることを認識し、情熱をもって業務に取り組めるよう以下についての環境整備を行います。

- 安心して働けること（新しい就業規則に基づく労働環境の整備）
- 法人の理念・方向性を理解し共感を持てるようにすること（会議、法人内研修等）
- スキルアップにより他業種連携での支援にプラスの効果が表れるようにすること

（法令への理解と各種外部研修・実務経験の機会）

- チーム支援について理解すること（コミュニケーションツールの活用・各種会議の充実）
- 利用者様はもちろん職員自身の、感染症その他、衛生面（精神衛生含む）への意識を以て業務にあたれるようにすること

（ 主な取り組み ）

令和7年度の野の花の取り組みとして、定員を5名から6名に変更し新たな体制で迎える年となります。

小さい所帯ですがその持ち味を活かしたホームの運営をしていきます。

利用者一人一人のやる事と出番のある暮らしを整えてまいります。

1 ホーム運営について

- ・ 月一回の世話人会議を行います。
- ・ 利用者さんが安心して生活が出来る空間を職員間でアイデアを出し合って作っていきます。
- ・ 職員間のコミュニケーションを密に重ねて風通しの良い運営をしていきます。
- ・ 困ったことがあったらすぐに手を上げられる環境を、みんなで考えていきます。
- ・ 日ごろから衛生管理等を徹底し、コロナ、インフルエンザ等の感染症の対策もきちんとしていきます。

2 利用者の健康について

- ・ 訪問診療を取り入れ医療と連携し、生活習慣病や疾病の早期発見につなげていきます。
- ・ 健康診断・歯科検診を定期的に行います。
- ・ 日頃から運動する習慣をつけて体重の管理に努めていきます。

3 防災について

- ・ 火災・災害それぞれの避難訓練を実施します。
- ・ 災害が起きたときのシミュレーションを重ねていきます。
- ・ BCPを基にした継続可能な施設運営をします。
- ・ 防災備品、非常食の定期的確認していきます。

4 研修について

- ・今年度も県内外の研修に参加し、職員の自己研鑽を高め仕事のつなげられるようにします。
- ・ホーム内でも世話人会議の際に「虐待防止研修」「身体拘束適正化研修」を実施します。
- ・研修後職員間でプットアウトの場を設け職員の仕事の糧につなげていきます。
- ・地域連携推進会議を実施します。地域の方に野の花を見てもらい交流の場とします。そして、風通しの良い運営を心掛けます。

5 最後に

- ・生活の主役は利用者さんです。日頃から利用者さんの意見を取り入れて運営していきます。
- ・年中行事を実施し季節を感じられる運営をしていきます。
- ・外に出る機会を増やし、地域交流の場や他施設との交流にも積極的に参加してまいります。

【 相談支援事業 】

事業所名 魔法のランプ

（ 主な取り組み ）

1、 今後の相談支援事業の在り方

魔法のランプを開設してから約13年になります。しかし、当時から相談支援専門員の人数は変わっていません。そのため、契約者数も横ばいの状況です。

今後、法人として相談支援事業をどのように展開していくのか検討が必要です。

2、 関係機関との連携と更なるスキルアップを目指して

- ・ 相談支援は1人の力では限界があります。様々な人が集まり、同じ方向を見て支援する必要があります。同じ相談支援専門員や多職種の方々と常に顔の見える関係を築き、横の繋がりを大切にしながら支援します。
- ・ 色々な方とお付き合いすると、知らない事を自然と学ぶ機会が多くあり、視野が広がります。そのような機会も大切ですが、自ら学びの機会を作るために、研修にも積極的に参加して、質の高い相談支援を目指します。

3、 障害福祉サービス事業所との関係

- ・ 事業所を訪問すると、支援している中であまり良くない場面等を見聞きする事があります。ご本人やご家族から訴えがある場合は直ぐに事業所にお伝えしますが、ご本人やご家族からの訴えはなく、相談支援専門員が気づいた場合はなかなか言い出せない事があります。しかし、今後は改めて相談支援専門員という役割を自覚し、積極的に伝えることで、ご本人やご家族が不利益にならないよう、良いサービスが受けられるよう努めます。

事業所名 のまる
(主な取り組み)

- 1 利用者様の意思及び人権を尊重し、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、多様な事業者から総合的かつ効率的、公正中立にサービス提供されるよう配慮します。
- 2 利用者様の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮し、すべての利用者様が尊重され、個々が能力を発揮して活躍できる地域社会の参加に取り組みます。

事業所名 とらのこ相談
(主な取り組み)

「センター機能」の強化として一般相談の充実を図り、療育支援を必要とする子どもに適切な支援が受けられるよう取り組みます。障害児支援計画作成において、現在担当するお子さんにおいて、中高校生が増えてきますので、高校卒業後の進路を見据え、障害者相談支援事業所との連携をより深めて参ります。

◇職員配置体制

	けいよう	北総育成園	ゆたか福祉苑	のまる	とらのこキッズ	さざんかキッズ	笹川なずな工房	カメラアハウス	DDホームズ	のまのまホームズ	野の花	さざんか相談 ランプ
施設長・管理者	1(兼務)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1(兼務)
副施設長・副園長				1								
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1	2	2(兼務1)	1	1	1	1(兼務)	1(兼務)	2	1(兼務)	1(兼務)	
支援員・保育士・児童指導員	10.2	36.1	25.7	29.4	14.3	26.2	4	9.6	12.2	14.1	3.3	
職業指導員							2.5	1				
目標工賃達成指導員							1	1				
相談支援専門員		1		1(兼務)	1(兼務)							1
訪問支援専門員					0.5	1						
看護師	0.2	1	1	0.8	0.3	1	0.2	0.3				
理学・作業療法士			0.1			0.1						
言語聴覚士					0.2	0.4						
臨床心理士					0.4	0.5						
音楽療法士					0.2	0.8						
栄養士		1				1						
調理職							0.5					
清掃員		0.8										
運転手	2.3		0.8					0.4				
事務職	1	2.4	1.4	1.5	1	1	1	1	1.6	0.9		
職員計(常勤換算)	14.7	45.3	30	34.7	18.9	34	10.2	14.3	16.8	16	4.3	1
配置基準 職員数 (常勤換算)	9.2	33.5	25.5	26.5	13	26	7.4	7.4	10.1	10.7	2.8	
配置実数 職員数 (常勤換算)	10.2	36.1	26.7	29.4	14.3	26.2	9.5	13.3	12.2	14.1	3.3	

※1. 職員計は、兼務は含まれません。

※2. 配置実数職員数は、直接処遇職員のみとする。

◇借入金償還計画

単位 千円

借入先	目的	当初借入額	償還済額	当期償還額	借入残額
福祉医療機構	けいよう(創設)	54,900	46,260	2,880	5,760
福祉医療機構	けいよう	84,500	17,405	4,260	62,835
船橋市社会福祉協議会	けいよう	15,000	13,500	750	750
福祉医療機構	ゆたか福祉苑	130,000	51,922	6,552	71,526
福祉医療機構	のまる	10,300	7,165	684	2,451
福祉医療機構	のまる	130,000	38,272	6,552	85,176
福祉医療機構	カメラハウス	112,000	23,170	5,640	83,190
福祉医療機構	とらのこキッズ (創設)	37,800	33,840	1,980	1,980
福祉医療機構	とらのこキッズ (改修)	68,600	14,168	3,456	50,976
船橋市社会福祉協議会	とらのこキッズ (創設)	38,000	36,100	1,900	0
福祉医療機構	さざんかキッズ	130,000	64,480	6,552	58,968
船橋市社会福祉協議会	さざんかキッズ	15,000	7,500	750	6,750
合計		826,100	353,782	41,956	430,362